

—令和 6 年度—

## 東郷町放課後児童クラブ入所案内

| 種別 | 放課後児童クラブ       | 定員 | 電話番号         | 学区   |
|----|----------------|----|--------------|------|
| 公営 | 北部児童館 放課後児童クラブ | 68 | 0561-38-3531 | 高嶺小  |
|    | 西部児童館 放課後児童クラブ | 68 | 052-801-2777 | 音貝小  |
|    | 中部児童館 放課後児童クラブ | 68 | 0561-38-6000 | 東郷小  |
|    | 東部児童館 放課後児童クラブ | 68 | 0561-38-7100 | 諸輪小  |
|    | 南部児童館 放課後児童クラブ | 68 | 0561-38-8200 | 春木台小 |
| 民営 | 兵庫児童館 放課後児童クラブ | 98 | 0561-37-1973 | 兵庫小  |

### <必要書類>

- ☐ 東郷町放課後児童クラブ入所申込書
- ☐ 就労証明書等の証明書類
- ☐ 放課後児童クラブ代理送迎届出及び誓約書
- ☐ 健康に関する実態調査票
- ☐ 放課後児童クラブ入所書類チェック表

申込期間：令和 5 年 **11 月 27 日**（月）～**12 月 8 日**（金）

（土・日曜は除く）

午前 9 時 30 分～午後 7 時 ※最終日（12 月 8 日）は午後 6 時まで

提 出 先：各児童館

## 1 放課後児童クラブを利用できる児童

保護者が労働等により昼間（学校のある日は、児童の下校時間帯）に家庭にいない、東郷町立小学校に就学している児童

| 労働等    | 詳細                                                                                    | 必要書類                |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 労働     | ・保護者が昼間に月60時間以上の労働をしている（就労場所の居宅内外は問わない。ただし、居宅内の場合は、児童と離れて日常の家事以外の仕事（内職を除く）に従事していること。） | 就労証明書又は自営業証明書、農業証明書 |
| 疾病・障がい | ・保護者が月15日以上入院又は通院している<br>・保護者に心身の障がい（2級又はB判定以上）がある                                    | 病気・看護・介護等証明書又は障害者手帳 |
| 看護・介護  | ・保護者が病気等の家族を月15日以上看護又は介護している                                                          | 病気・看護・介護等証明書        |
| 就学     | ・保護者が就学・技能取得のため月60時間以上就学している                                                          | 学生証又は在学証明書、時間割      |

※保護者には、70歳未満の同一敷地内にいる祖父母を含みます。

※上記以外でも、児童の健全育成上、町長が特に必要と認める場合、入所できる場合があります。

## 2 開所時間

| 開所日                             | 開所時間         |
|---------------------------------|--------------|
| 月曜日～金曜日                         | 下校時刻～午後7時    |
| 土曜日                             | 午前8時～午後6時    |
| 長期学校休業日（春休み、夏休み、冬休み）<br>学校振替休業日 | 午前7時30分～午後7時 |

### ▽閉所するとき

- ・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）
- ・暴風警報、特別警報、地震注意情報、警戒宣言等が東郷町に発令されたとき（原則、学校の対応に準じます）
- ・台風等により小学校が臨時休校となったとき
- ・その他感染症、災害等により閉館するとき

### ▽利用できないとき

- ・新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等により学級閉鎖又は学年閉鎖となったとき（閉鎖された学級・学年の児童のみ）
- ・保護者の仕事が休みのとき

### ▽注意事項

- ・開所時間は上表のとおりですが、利用できるのは申込書の就労時間に基づき、通勤時間等最低限必要な時間までとなります。仕事が終わる次第、速やかに迎えに来てください。
- ・土曜日は、中部児童館放課後児童クラブ1か所での合同開所となります。
- ・運動会、学習発表会などの学校行事がある土曜日は、各学区の放課後児童クラブを午後5時まで開所します。（中部は、通常どおり午後6時まで開所します。）

<参考> 児童館の一般来館の開館時間（無料）

| 曜日      | 3月～9月           | 10月～2月       |
|---------|-----------------|--------------|
| 月曜日～金曜日 | 午前9時30分～午後5時30分 | 午前9時30分～午後5時 |
| 土曜日     | 午前9時30分～午後5時    |              |

### 3 申込区分

申込は、年間申込となります。次の3つの区分のいずれかを選択してください。

なお、いずれの区分においても、月単位での利用（例：○月だけ利用）はできません。

また、年度途中から利用したい方は、当初申込期間（令和5年11月27日～12月8日）に申し込むことはできません。利用を開始したい月の前月の7日までにお申し込みください。

| 区分 |                                        | 利用できる月                                                                                                          |
|----|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①  | 学校のある日と長期学校休業日・学校振替休業日の利用<br>（通年利用）    | 学校のある日、長期学校休業日全て利用できます。ただし、入所決定後、利用区分を減らす変更（区分②又は③への変更）はできません。一度退所し、変更したい利用区分で再度お申込まいただく必要があります。                |
| ②  | 学校のある日（学校振替休業日含）のみ利用<br>（長期学校休業日の利用なし） | 学校のある日のみ利用できます。                                                                                                 |
| ③  | 長期学校休業日のみの利用<br>（学校のある日の利用なし）          | 長期学校休業日のみ利用できます。春休み（4月）、夏休み（7月・8月）、冬休み（12・1月）、春休み（3月）から必要に応じて選択してください。（各長期休業期間単位での申込となります。夏休み「8月のみ」などは選択できません。） |

※申込できるのは、各学区の放課後児童クラブのみです。ただし、長期学校休業日のみ利用の場合は、学区以外の放課後児童クラブを申し込むことができます。

※申込内容の追加（区分②又は③の方が区分①に変更する場合）は、定員の空き状況によってはできないことがあります。

### 4 放課後子ども教室（きらきらこども）との重複申込

次の場合に限り、放課後児童クラブに登録していても、きらきらこどもを申し込むことができます。

ただし、きらきらこどもは就労支援ではありませんので、十分ご理解の上、お申し込みください。

なお、きらきらこどもの申込受付は、令和6年2月5日（月）～2月22日（木）です。

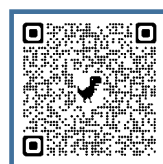
| 放課後児童クラブの利用区分    | きらきらこどもの申込可否 | 備考                               |
|------------------|--------------|----------------------------------|
| 区分①（通年利用）        | ×            | きらきらこどもの利用（登録）はできません。            |
| 区分②（学校がある日のみ利用）  | ○            | <u>長期学校休業日のみ</u> きらきらこどもを利用できます。 |
| 区分③（長期学校休業日のみ利用） | ○            | <u>学校がある日のみ</u> きらきらこどもを利用できます。  |

#### ▽注意事項

※きらきらこどもは、放課後児童クラブと違い、就労支援ではありません。就労支援での利用は、放課後児童クラブとなります。

※きらきらこどもは、学校の式日（入学式、卒業式、始業式、終業（了）式など）や学校行事日、学校振替休業日、お盆期間（8/8～18（予定）、年末年始（12/28～1/7（予定））は開所しません（その他、学校の行事や施設管理等により休所する場合があります。）。

きらきらこどもの概要は、こちらの二次元コードからご確認ください。



## 5 利用料金

利用料金は、口座振替による月額前払い制です。口座振替ができる金融機関は、次の提携金融機関のみとなりますので、口座がない場合は開設していただきますようお願いいたします。

提携金融機関…ゆうちょ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、名古屋銀行、愛知銀行、十六銀行、中京銀行、岡崎信用金庫、瀬戸信用金庫、豊田信用金庫、碧海信用金庫、あいち尾東農協

○学校のある日と長期学校休業日の利用（通年利用） 年額 72,000 円

| 利用月 | 4月    | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   | 1月    | 2月    | 3月    |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 金額  | 6,500 | 5,000 | 5,000 | 7,000 | 9,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 6,500 | 6,500 | 5,000 | 6,500 |

○学校のある日のみ利用 年額 55,000 円

| 利用月 | 4月    | 5月    | 6月    | 7月    | 8月 | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   | 1月    | 2月    | 3月    |
|-----|-------|-------|-------|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 金額  | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 |    | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 |

○長期学校休業日のみ利用 年額 42,000 円

| 利用月 | 4月    | 5月 | 6月 | 7月    | 8月    | 9月 | 10月 | 11月 | 12月   | 1月    | 2月 | 3月    |
|-----|-------|----|----|-------|-------|----|-----|-----|-------|-------|----|-------|
| 金額  | 6,500 |    |    | 7,000 | 9,000 |    |     |     | 6,500 | 6,500 |    | 6,500 |

※利用料の減免

学校教育法による要保護者又は準要保護者の世帯、生活保護法による被保護世帯、前年度分住民税が非課税の世帯は、利用料減免の申請をすることができます。該当する方は、各児童館にご相談ください。

## 6 入所の決定

申込の受付終了後、利用調整を行い、令和6年1月下旬頃に利用決定を行います。なお、定員を超える申込があった場合は利用待機となる場合がありますので、予めご了承ください。

▽入所基準

「児童の学年」、「家庭状況（ひとり親家庭等）」、「利用区分」、「利用日数」、「保護者の迎え（就労時間）」を基準として入所決定を行います。

▽利用待機となった場合

定員が空き次第、左記基準により入所のご案内をします（申込順ではなく、優先順位が高い児童からのご案内となります。）。

## 7 入所説明会

利用が決定した方を対象に入所説明会（令和6年3月予定）を各児童館で開催します。

日程等の詳細は、利用決定の際にお知らせします。

## 8 退所手続き

退所するときは、「退所届」（所定様式）を利用している児童館に提出する必要があります。

退所届の提出期限は、退所を希望する月の7日まで（7日が日曜・祝日の場合は、その前日まで）です。（例：11月末退所を希望する場合、11月7日までに提出）

なお、当初申込（令和6年4月1日入所）の取下げの期限は、令和6年3月15日（金）までです。

※退所届の提出が期限を過ぎた場合は、翌月分の利用料の返金はできませんので、予めご承知おきください。

## 9 その他注意事項

### ① 利用できないとき

- ア 利用対象の児童でなくなったとき
- イ 申込内容に偽り等があったとき
- ウ 利用料金が未納のとき
- エ 集団における保育が困難なとき（発達、素行等が気になる方は要相談）
- オ その他町長が不適当と認めたとき

### ② 届出が必要なとき

- ア 退所するとき
- イ 家族の状況、住所、連絡先、就労先、就労時間等に変更があるとき
- ウ 児童の写真、氏名等を町ホームページや広報紙、町公式 SNS、児童館ブログ、児童館発行物（お便り、掲示物等）に掲載することを望まないとき

### ③ 連絡が必要なとき

- ア 放課後児童クラブを休むとき
- イ 急な事情により迎えが保護者以外になるとき
- ウ 迎えが申込時間を過ぎることが予想されるとき

### ④ その他

- ア 児童がケガした場合の児童安全共済制度（一般財団法人児童健全育成推進財団）に加入しています。なお、保障は、保険給付の範囲内となります。
- イ 施設や備品等を破損したときは、原則、保護者の実費負担となります。

## 10 よくある質問

### Q1：どの曜日でも利用できますか？

A1：保護者の就労等により保護者が家庭にいない日のみ利用することができます（保護者のうちどなたかが仕事が休みの日は利用できません。）。

### Q2：新1年生でも入学前の4月1日から利用できますか？

A2：4月1日から利用できます。

### Q3：リモートワークの場合でも児童クラブを利用できますか？

A3：利用できます。就労証明書の備考欄に「リモートワーク有」等の記載をお願いします。

### Q4：保育園の入園申込で提出した就労証明書を児童クラブでも使用できますか？

A4：同時期のものであれば、コピーでも可です。

### Q5：2社以上掛け持ちで就労している場合は、全ての会社の就労証明書が必要ですか？

A5：全ての就労証明書が必要です。

### Q6：就労証明書が申込期限までに間に合わない場合、一部の書類のみで申込できますか？

A6：一部の書類のみでは受理できません。必ず期限までに全ての書類を揃えて提出してください。

### Q7：児童クラブに登録していたら、利用がなくても利用料は発生しますか？

A7：発生します（退所する場合は、提出期限が決まっていますので、ご注意ください。）。

### Q8：保護者が学校行事等に参加するときに児童クラブを利用することはできますか？

A8：原則、入所要件以外での利用はできませんが、例外として、学校行事や保育園行事等に関し、最低限必要な時間のみ利用することができます。詳しくは利用しているクラブにご相談ください。

<担当部署>

東郷町こども未来部子育て応援課児童係

電話：0561-56-0736（直通） メール：tgo-kosodat@town.aichi-togo.lg.jp



東 郷 町